

令和3年度 科目別集計表

科目名				
資料購入費				
日付	内容	支出金額	備考	整理番号
6/30	週刊・新社会購読料(令和3年4月～6月分)	1,800 円		37
6/30	しんぶん赤旗購読料(令和3年4月～6月分)	10,491 円		38
6/30	愛媛ジャーナル購読料(令和3年4月～6月分)	2,500 円		39
6/30	ローカルえひめ購読料(令和3年4月～6月分)	2,500 円		40
3/31	愛媛ジャーナル購読料(令和3年7月～令和4年3月分)	7,500 円		41
3/31	ローカルえひめ購読料(令和3年7月～令和4年3月分)	7,500 円		42
3/31	愛媛新聞購読料	40,800 円		43
3/31	朝日新聞購読料	40,779 円		44
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		113,870 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

## 支 出 伝 票

債務確定日(※)	R 3 年 6 月 30 日	整理番号	37	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	週刊・新社会購読料			
金 額	1,800 円	按分率	100 %	
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	R 3 年 6 月 1 日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。



No.

週刊・新社会(新社会党中央本部機関紙局)

領 収 証  
渡部 克彦 様

¥ 1,800

2021年 4 ~ 6 月

週刊・新社会 3ヶ月分 ¥1,800

〃・郵送料 月分 ¥

その他 月分 ¥

備 考

2021 年 6 月 1 日 担当者

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式4)

## 支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	R 3年 6月 30日	整理番号	38	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	しんぶん赤旗 購読料			
金 額	10,497 円		年間の支出金額の合計を 記入してください。	
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4 月分	5月 10日	3,497 円	100 %	3,497 円
5 月分	5月 10日	3,497 円	100 %	3,497 円
6 月分	5月 10日	3,497 円	100 %	3,497 円
月分	月  日	円	%	円
月分	月  日	円	%	円
月分	月  日	円	%	円
月分	月  日	円	%	円
月分	月  日	円	%	円
月分	月  日	円	%	円
月分	月  日	円	%	円
月分	月  日	円	%	円
月分	月  日	円	%	円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

<p><b>渡部 かつひこ</b></p>		<p>様</p>		<p>日本共産党発行の <b>しんぶん赤旗</b></p>	
				<p>領収書</p>	
新聞・雑誌名	部数	金額	<p>3,497 円</p>		
<p>日刊「しんぶん赤旗」</p>	<p>1</p>	<p>3,497</p>	<p>2021 年 4 月分</p>		
<p>「しんぶん赤旗」(日刊・日曜版)は税率8%です。</p>			<p>上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。 日本共産党中予地区委員会 790-0966 松山市立花1丁目3-44 TEL 089-947-2411</p>		
			領収日	5 / 10	振替

<p><b>渡部 かつひこ</b></p>		<p>様</p>		<p>日本共産党発行の <b>しんぶん赤旗</b></p>	
				<p>領収書</p>	
新聞・雑誌名	部数	金額	<p>3,497 円</p>		
<p>日刊「しんぶん赤旗」</p>	<p>1</p>	<p>3,497</p>	<p>2021 年 5 月分</p>		
<p>「しんぶん赤旗」(日刊・日曜版)は税率8%です。</p>			<p>上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。 日本共産党中予地区委員会 790-0966 松山市立花1丁目3-44 TEL 089-947-2411</p>		
			領収日	5 / 10	振替

<p><b>渡部 かつひこ</b></p>		<p>様</p>		<p>日本共産党発行の <b>しんぶん赤旗</b></p>	
				<p>領収書</p>	
新聞・雑誌名	部数	金額	<p>3,497 円</p>		
<p>日刊「しんぶん赤旗」</p>	<p>1</p>	<p>3,497</p>	<p>2021 年 6 月分</p>		
<p>「しんぶん赤旗」(日刊・日曜版)は税率8%です。</p>			<p>上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。 日本共産党中予地区委員会 790-0966 松山市立花1丁目3-44 TEL 089-947-2411</p>		
			領収日	5 / 10	振替

(様式3)

## 支出伝票

債務確定日(※)	R 3年 6月 30日	整理番号	39	
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使途及び内容等	愛媛ジョーナル購読料(令和3年4月~令和3年6月)			
金額	2,500 円	按分率	100 %	
特記事項	10,000 - / 12月 x 3ヶ月 (R34 ~ R36)			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	R 2年 7月 27日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

## 領収書

渡部<sup>元為</sup>副議長 殿

¥ 10,000 -

広告料 購読料

但し

上記の金額正に領収いたしました  
令和 2 年 7 月 27 日

愛媛ジョーナル社

廣 瀬 弘 文

〒790-0813 松山市萱町6丁目142番地  
スカイビル萱町504号  
TEL(089)922-5325

収 入

印 紙

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

# 支出伝票

債務確定日(※)	令和3年3月31日	整理番号	39
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使途及び内容等	愛媛ジャーナル購読料 (令和2年7月～令和3年3月分)		
金額	7,500 円	按分率	100 %
特記事項	10,000 / 12月 × 9カ月分 (令和2年7月～令和3年3月)		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和2年7月27日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

## 領 収 書

渡部 <sup>克彦</sup> 副議長 殿

¥ 10,000 -

収入  
印紙

広告料 購読料

但し

上記の金額正に領収いたしました  
令和2年7月27日

愛媛ジャーナル社

廣 瀬 弘 文

〒790-0813 松山市萱町6丁目142番地  
スカイビル萱町504号  
TEL(089)922-5325

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

④

原簿に記録し、行政活動費 報告

領収書

(様式3)

## 支出伝票

債務確定日(※)	R3年 6月 30日	整理番号	40	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使途及び内容等	ローカル元々購読料 (令和3年4月～令和3年6月)			
金 額	2,500 円	按分率	100 %	
特記事項	10,000 / 12月 × 3ヶ月分			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	R2年 7月 27日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

## 領 収 証

渡部 克彦 副議長 様

収 入  
印 紙

¥ 10,000-

但 ~~広告料~~ 購読料

令和2年 7月 27日 上記金額正に領収致しました

ローカル元々

西村

愛媛県松山市山西町169-2  
☎ 089-952-8933

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

# 支出伝票

債務確定日(※)	令和3年3月31日	整理番号	
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 <b>資料購入費</b>
用途及び内容等	ローカルえひめ購読料 (令和2年7月～令和3年3月分)		
金額	7,500 円	按分率	100 %
特記事項	10,000 / 12月 × 9カ月分 (令和2年7月～令和3年3月)		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和2年7月27日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

40

## 領収証

渡部 <sup>克彦</sup> 副議長 様



¥ 10,000-

但 ~~広告料~~ 購読料

令和2年7月27日 上記金額正に領収致しました



愛媛県松山市山西町169-2  
☎ 089-952-8933

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。



原本はR-2年度 政務活動報告  
領収書



(様式3)

## 支出伝票

債務確定日(※)	R 4年 3月 31日	整理番号	41	
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使途及び内容等	愛媛 ジャーナリスト 購読料 (令和3年7月～令和4年3月)			
金額	7,500 円	按分率	100 %	
特記事項	10,000 / 12月×9ヶ月 (令和3年7月～令和4年3月)			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	R 3年 7月 / 日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

## 領収書

渡部 克彦 殿

¥ 10,000 -

広告料 購読料

但し 令和3年7月～令和4年6月分

上記の金額正に領収いたしました  
令和3年7月 / 日

愛媛ジャーナル社

廣瀬弘文

〒790-0813 松山市壹町6丁目142番地  
スカイビル壹町504号  
TEL(089)922-5325

収入  
印紙

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

## 支出伝票

債務確定日(※)	R 4 年 3 月 31 日	整理番号	42	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使途及び内容等	日-カレ元ひめ 購読料 (令和3年7月~令和4年3月)			
金 額	7,500 円	按分率	100 %	
特記事項	10,000 / 12ヶ月 × 9ヶ月分 (令和3年7月~令和4年3月)			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	R 3 年 7 月 1 日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

## 領 収 証

疫 部 克彦 様

取 入  
印 紙

¥ 10,000 -

但 広告料 購読料 令和3年7月~令和4年6月  
R 3 年 7 月 1 日 上記金額正に領収致しました

日-カレ元ひめ

西村

愛媛県松山市山西町169-2  
☎ 089-952-8933

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式4)

## 支出伝票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	R 4 年 3 月 31 日	整理番号	43	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料(備)入費
使 途 及 び 内 容 等	受援新聞購読料			
金 額	40,800 円 年間の支出金額の合計を 記入してください。			
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4 月分	4 月 28 日	3,400 円	100 %	3,400 円
5 月分	5 月 28 日	3,400 円	100 %	3,400 円
6 月分	6 月 28 日	3,400 円	100 %	3,400 円
7 月分	7 月 28 日	3,400 円	100 %	3,400 円
8 月分	8 月 30 日	3,400 円	100 %	3,400 円
9 月分	9 月 28 日	3,400 円	100 %	3,400 円
10 月分	10 月 28 日	3,400 円	100 %	3,400 円
11 月分	11 月 29 日	3,400 円	100 %	3,400 円
12 月分	12 月 28 日	3,400 円	100 %	3,400 円
1 月分	1 月 28 日	3,400 円	100 %	3,400 円
2 月分	2 月 28 日	3,400 円	100 %	3,400 円
3 月分	3 月 28 日	3,400 円	100 %	3,400 円

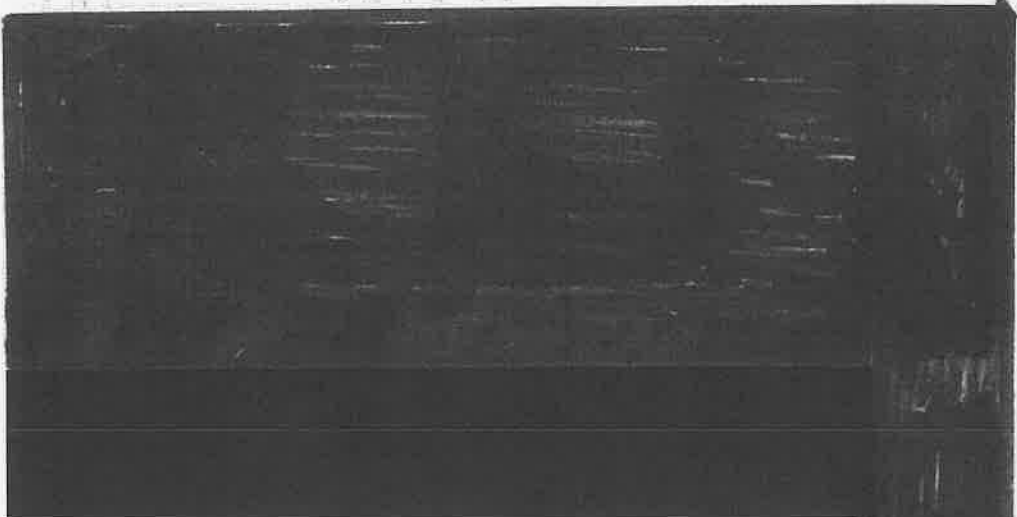
(注) 継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注) 領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。



不明



03-04-28 新聞 \*3,400ヒメツアツ

03-05-28 新聞 \*3,400ヒメツアツ

03-06-28 新聞 \*3,400ヒメツアツ

03-07-28 新聞 \*3,400ヒメツアツ

03-08-30 新聞 \*3,400ヒメツアツ



三

日本郵政株式会社  
郵便局

03-09-28 新聞	*3,400円
03-10-28 新聞	*3,400円
03-11-29 新聞	*3,400円
03-12-28 新聞	*3,400円
04-01-28 新聞	*3,400円
04-02-28 新聞	*3,400円
04-03-28 新聞	*3,400円

郵便局  
〒

郵便局  
〒

(様式4)

## 支出伝票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	R 4 年 3 月 31 日	整理番号	44	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	朝日新聞購読料			
金 額	40,779 円 年間の支出金額の合計を 記入してください。			
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4 月分	4 月 26 日	3,093 円	100 %	3,093 円
5 月分	5 月 26 日	3,093 円	100 %	3,093 円
6 月分	6 月 28 日	3,093 円	100 %	3,093 円
7 月分	7 月 26 日	3,500 円	100 %	3,500 円
8 月分	8 月 26 日	3,500 円	100 %	3,500 円
9 月分	9 月 27 日	3,500 円	100 %	3,500 円
10 月分	10 月 26 日	3,500 円	100 %	3,500 円
11 月分	11 月 26 日	3,500 円	100 %	3,500 円
12 月分	12 月 27 日	3,500 円	100 %	3,500 円
1 月分	1 月 26 日	3,500 円	100 %	3,500 円
2 月分	2 月 28 日	3,500 円	100 %	3,500 円
3 月分	3 月 28 日	3,500 円	100 %	3,500 円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。



03-04-26	口座振替	*3,093SMFS(三ツツツイ)
03-05-26	口座振替	*3,093SMFS(三ツツツイ)
03-06-28	口座振替	*3,093SMFS(三ツツツイ)
03-07-26	口座振替	*3,500SMFS(三ツツツイ)
03-08-26	口座振替	*3,500SMFS(三ツツツイ)

Faint text at the bottom of the page, possibly bleed-through or a footer.

03-09-27 口座振替

\*3,500SMFS(引当金)イ

03-10-26 口座振替

\*3,500SMFS(引当金)イ

03-11-26 口座振替

\*3,500SMFS(引当金)イ

03-12-27 口座振替

\*3,500SMFS(引当金)イ

04-01-26 口座振替

\*3,500SMFS(引当金)イ

04-02-28 口座振替

\*3,500SMFS(引当金)イ

04-03-28 口座振替

\*3,500SMFS(引当金)イ

不明な振替金 3,500円 (引当金)イ

不明な振替金 3,500円 (引当金)イ



令和3年度 科目別集計表

科目名				
人件費				
日付	内容	支出金額	備考	整理番号
2/28	事務所手伝い	60,000 <sup>円</sup>		45
3/15	市議会だより配布( <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 外10)	17,000 <sup>円</sup>		46
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		77,000 <sup>円</sup>		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式4)

## 支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	R 4 年 2 月 28 日	整理番号	45	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等				
金 額	60,000 円		年間の支出金額の合計を 記入してください。	
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
10 月分	10 月 29 日	20,000 円	100 %	20,000 円
12 月分	12 月 27 日	20,000 円	100 %	20,000 円
2 月分	2 月 28 日	20,000 円	100 %	20,000 円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円

(注) 継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注) 領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 証 渡 部 克 彦 様 No. \_\_\_\_\_

★ ¥20,000-

但 事務所 手伝い

R 3 年 10 月 29 日 上記正に領収いたしました

収 入  
印 紙

内 訳  
税抜金額  
消費税額等( %)

コクヨ ウケ-55



領 収 証 渡 部 克 彦 様 No. \_\_\_\_\_

★ ¥20,000-

但 事務所 手伝い

R 3 年 12 月 27 日 上記正に領収いたしました

収 入  
印 紙

内 訳  
税抜金額  
消費税額等( %)

コクヨ ウケ-55



領 収 証 渡 部 克 彦 様 No. \_\_\_\_\_

★ ¥20,000-

但 事務所 手伝い

R 4 年 2 月 28 日 上記正に領収いたしました

収 入  
印 紙


内 訳  
税抜金額  
消費税額等( %)

コクヨ ウケ-55



(様式3)

## 支 出 伝 票

債務確定日(※)	R 4 年 3 月 15 日	整理番号	46	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使途及び 内 容 等	市議会だより 配布代			
金 額	17,000 - 円	按分率	50 %	
特記事項	 外 10 名			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	R 4 年 3 月 15 日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 証

渡部 克彦 様

4 年 3 月 14 日

★ ¥3,800 -

但 市議会下り) 配布 手数料

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等( %)

コクヨ ウケ-1048

領 収 証

渡部 克彦 様

R4 年 3 月 15 日

★ ¥3,700 -

但 市議会下り) 配布 手数料

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等( %)

コクヨ ウケ-1048

領 収 証

渡部 克彦 様

R4 年 3 月 14 日

★ ¥2,500 -

但 市議会下り) 配布 手数料

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等( %)

コクヨ ウケ-1048

領 収 証

渡部克彦 様

4年 3月 14日

★ ¥5,000-

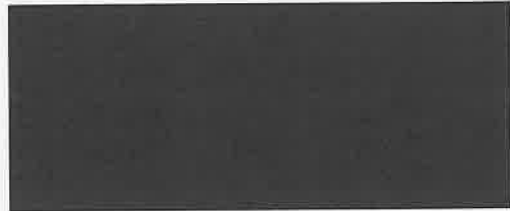
但 市議会たより 配布 手数料  
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048



領 収 証

渡部克彦 様

4年 3月 14日

★ ¥1,600-

但 市議会たより 配布 手数料  
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048



領 収 証

渡部克彦 様

2014年 3月 14日

★ ¥2,100-

但 市議会たより 配布 手数料  
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048



領 収 証

渡部克彦様

4年 3月 14日

★ 4,500-

但 市議会たより 配布手数料  
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等( %)

コクヨ ウケ-1048

領 収 証

渡部克彦様

4年 3月 14日

★ 2,600-

但 市議会たより 配布手数料  
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等( %)

コクヨ ウケ-1048

領 収 証

渡部克彦様

4年 3月 14日

★ 1,900-

但 市議会たより 配布手数料  
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等( %)

コクヨ ウケ-1048

領 収 証

渡部克彦 様

4年 3月 15日

★ ¥3,300-

但 市議会(たよ)配布手数料  
上記正に領収いたしました

内 訳  
税抜金額  
消費税額等(%)



コクヨ ウケ-1048

領 収 証

渡部克彦 様

4年 3月 15日

★ ¥3,000-

但 市議会(たよ)配布手数料  
上記正に領収いたしました

内 訳  
税抜金額  
消費税額等(%)



コクヨ ウケ-1048




令和3年度 科目別集計表

科目名				
事務所費				
日付	内容	支出金額	備考	整理番号
5/2	消耗品代	858 <sup>✓</sup> 円		47
7/12	消耗品代	1,760 <sup>✓</sup> 円		48
12/21	郵送料	470 <sup>✓</sup> 円		49
1/27	メガホン・ワイヤレスマイク購入費	76,091 <sup>✓</sup> 円		50
1/31	パソコン ウイルス診断・駆除サービス (令和3年4月～令和4年1月分)	3,336 <sup>✓</sup> 円		51
3/1	デスクトップ型パソコン購入費	114,532 <sup>✓</sup> 円		52
3/16	消耗品代	1,407 <sup>✓</sup> 円		53
3/31	事務所 家賃	336,000 <sup>✓</sup> 円		54
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		534,454 <sup>✓</sup> 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

## 支出伝票

債務確定日(※)	R 3年 5月 2日	整理番号	47	
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使途及び内容等	消耗品代			
金額	858 円	按分率	100 %	
特記事項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	R 3年 5月 2日		
☆スペースが足りないので、				
 TSUTAYA BOOK STORE 重信 TEL 089-909-9588 毎度ご利用ありがとうございます ☆☆☆BTS BEST ALBUM☆☆☆ BTS, THE BEST 6月15日入荷 2017年からの日本でのシングル アルバム曲23曲収録 レジNo.0012 伝票No.0012413995 -001 2021年05月02日(日) 16時40分 取引レシート 営業日 2021年05月02日(日) ----- 販 mt 1 P 3 1 1 パステルブラ 4971910210079 1 154 販 マスキングテープ 1 1 1 4971910208434 1 220 販 ブロッキー極細+細字丸芯 黒 4902778597460 1 132 販 ルーズリーフ A4 5mm方 4979093110704 1 352				

※ 債務確定日とは、  
購入日、サービス費

小計 4 858  
注) Sは軽減税率(8%)適用商品  
合計 858  
※内訳(10%) 780  
(消費税) 78  
※内訳(8%) 0  
(消費税) 0

る日付です。例えば、物品を購入した場合は  
務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

# 支出伝票

債務確定日(※)	R 3 年 7 月 12 日	整理番号	48
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費
使途及び内容等	消耗品代		
金 額	1,760 円	按分率	100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	R 3 年 7 月 12 日	

☆スペースが足りない



株式会社ヤマダデンキ  
 本部 群馬県高崎市栄町1-1  
<https://www.yamada-denkiweb.com>

テックランド松山本店  
 089-960-0810  
 御来店誠に有り難う御座います  
 ケイタイde安心会 員募集中!

領収書

No. 0168-407-253951 [現金売]

2021/07/12 14:15

レジ担当:

販売担当:

会員No:

3143294015 PMA20BTSLFCRBK BK

ケイタイ 1:持帰 外10 ¥1,600

小計 ¥1,600

+消費税 ¥1,760

税込計 ¥1,760

ポイント値引

合計 ¥1,760

(内消費税 ¥160)

現金 ¥1,760

お預り ¥2,000

お釣り ¥240

※ 債務確定日とは、当  
購入日、サービスや物

引付です。例えば、物品を購入した場合は  
委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

## 支 出 伝 票

債務確定日(※)	R 3 年 12 月 21 日	整理番号	49	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	郵送料			
金 額	470 円	按分率	100 %	
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	R 3 年 12 月 21 日		
☆スペース	てください。			
<b>領収書</b>				
表 部 克 彦 様				
[証紙切手引受]				
第一種定形外(規格内) 124.0g				
@210 1通 ¥210				
-----				
特殊取扱 ¥260				
(内訳)				
速達 ¥260				
-----				
小 計 ¥470				
郵便物引受合計通数 1通				
課税計(10%) ¥470				
(内消費税等 ¥42)				
非課税計 ¥0				
-----				
合計 ¥470				
お預り金額 ¥470				
[Redacted]				
〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時：2021年12月21日 12:33 発行No. 211221A1688 端N72箱01 連絡先：小野郵便局				

※ 債務確定日 TEL:089-975-0732

拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は

購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

## 支 出 伝 票

債務確定日(※)	R 4 年 1 月 27 日	整理番号	50
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	メガホン・ワイヤレスマイク		
金 額	76,091 円	按分率	70 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	R 4 年 1 月 27 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

カードを  
選ぶ

ポイント  
・特典

便利な  
使い方

おトクな  
情報

会員  
ページ

### ご利用明細内訳

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額		備 詳 考 細
		支払区 分	今回回 数 お支払金額	
渡部 克彦 様 ご利用分				
[REDACTED] (dカードGOLD)				
[REDACTED]				
B#	22/01/27			108,702
MonotaRO. c om		1	1	108,702
[REDACTED]				
[REDACTED]				
<お支払い金額総合計				151,322
>				

渡部 克彦様



株式会社MonotaRO

〒 660-0876

兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3F

TEL:0120-443-509 FAX:0120-289-888

(土・日・祝日を除く 8:00~18:00)

発行日 2022/01/19

納品書

ご注文日 2022/01/18

出荷日 2022/01/19

納品書番号 017867430023-02

お支払方法 クレジットカード

参照番号

注文コード	ブランド/商品名 品番/オプション 内容量	単価 金額 (税込) 費用負担先	数量 うち消費税
	ユニベックス (UNI-PEX) ★30W 防滴スーパーワイヤレスメガホン レインポイザー [安全用品] TWB-300 1台	¥71,910 ¥79,101	1 ¥7,191

消費税は明細行毎の単価×数量に税率をかけ、端数を四捨五入したものを合算します



合計 ¥79,101  
(うち消費税 ¥7,191)

ご購入商品を輸出される場合は、ご購入者の責任において関係法令を遵守ください。  
また、米国製商品および米国製を含む商品の輸出については米国法の適用対象にもなります。  
これら商品の輸出においてもご購入者が責任を持って関係法令を遵守ください。  
関係法令に反するご購入商品の転用は固く禁じます。

渡部 克彦様

Page 1 / 1



株式会社 Monotaro

〒660-0876

兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3F

TEL 0120-443-509 FAX 0120-289-888

(土・日・祝日を除く 8:00~18:00)

発行日 2022/01/26

納品書

ご注文日 2022/01/18

出荷日 2022/01/26

納品書番号 017867430023-01

お支払方法 クレジットカード

参照番号

注文コード	ブランド/商品名 品番/オプション 内容量	単価 金額(税込) 費用負担先	数量 うち消費税
	ユニベックス (UNI-PEX) ★PLL300MHz帯ワイヤレスマイク[ 安全用品・安全標識] WM-3400 1本	¥26,910 ¥29,601	1 ¥2,691

消費税は明細行毎の単価×数量に税率をかけ、税額を四捨五入したものを合算します

0	合計	¥29,601
	(うち消費税)	¥2,691

ご購入商品が輸出される場合は、ご購入者の責任において関税申告をお願いします。  
また、当社の商品及び本領収書を他の輸出に用いることは当社の許可なく行えません。  
これらの取扱いに際しては、ご購入者が責任を持って関係法令を守ってください。  
弊領収書に於けるご購入商品の転用は禁じます。

52 1 138225774 K22938417

② 108,702



(様式3)

# 支出伝票

債務確定日(※)	R 4 年 1 月 31 日	整理番号	51
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使途及び 内容等	パソコン ウイルス診断・駆除サービス (令和3年4月～令和4年1月)		
金 額	3,336 <sup>4</sup> 円	按分率	100 %
特記事項	4,004円 / 12月 10ヶ月分		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	R 3 年 2 月 2 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

33BS

## インターネット受付 領収書 (お客様控)

領収日 2021年 2月 2日 時間 16時 44分  
 収納店舗 14649-4  
 松山北梅本  
 申込No. [REDACTED]  
 受付番号: [REDACTED]  
 お客様氏名: 渡部克彦 様  
 [REDACTED]

お申込商品代金 4,004円

合計金額 4,004円  
 (内消費税 364円 含む)

発行者  
 お問い合わせ先: ノートンストア. jp  
 電話番号: 03-5642-2682

ホームページ: <https://www.nortonstore.jp/>

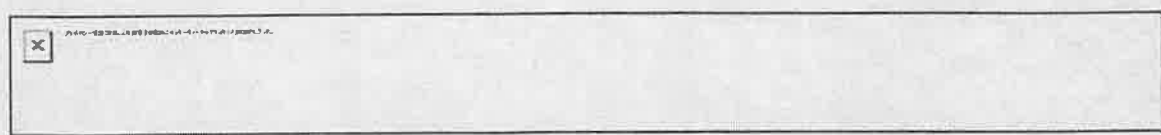
R3.2月 ~ R4.12月



※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

渡部 克彦

差出人: ノートンストア <order@mail.nortonstore.jp>  
 送信日時: 2021年2月1日月曜日 8:13  
 宛先: XXXXXXXXXX  
 件名: 【ノートンストア】製品ご購入内容のご連絡



この度はノートンストアをご利用いただき誠にありがとうございます。  
ご注文内容をお知らせいたしますのでご確認ください。

※このメールには、更新手続きや登録情報変更時等に必要となる大切な情報が記載されています。紛失しないよう大切に保管してください。

注文番号: XXXXXXXXXX  
 ご注文日: 2021/02/01 8:12:36

ご注文内容

[ご注文商品 1]	ノートン 360 プレミアム I 1年5台版 25GB
[カテゴリ]	ダウンロード
[小計]	¥2,728(税込) × 1 = ¥2,728
[ご注文商品 2]	ウイルス診断・駆除サービスプラス 1年版
[カテゴリ]	サービス
[小計]	¥1,078(税込) × 1 = ¥1,078
[コンビニ手数料]	¥198(税込)
[合計]	¥4,004(税込)
[支払い方法]	コンビニ前払い

※本製品は日本国内頒布専用製品です。日本以外での販売・頒布向け製品ではありません。

コンビニ前払いでのお支払いについて

選択されたコンビニエンスストアによりお支払い手続きが異なります。  
 下記[払込コード]はお支払いの際に必要となりますので、お支払いされるコンビニエンスストアまでお持ちください。

[請求書番号]	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
[支払い期限]	2021/02/15
[選択コンビニ]	ローソン
[受付番号(6桁)]	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span>

(様式3)

## 支 出 伝 票

債務確定日(※)	R 4 年 3 月 1 日	整理番号	52	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使途及び 内 容 等	パソコン (デスクトップ型)			
金 額	114,532 円	按分率	50 %	
特記事項	NEC A 2335			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	R 4 年 3 月 1 日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

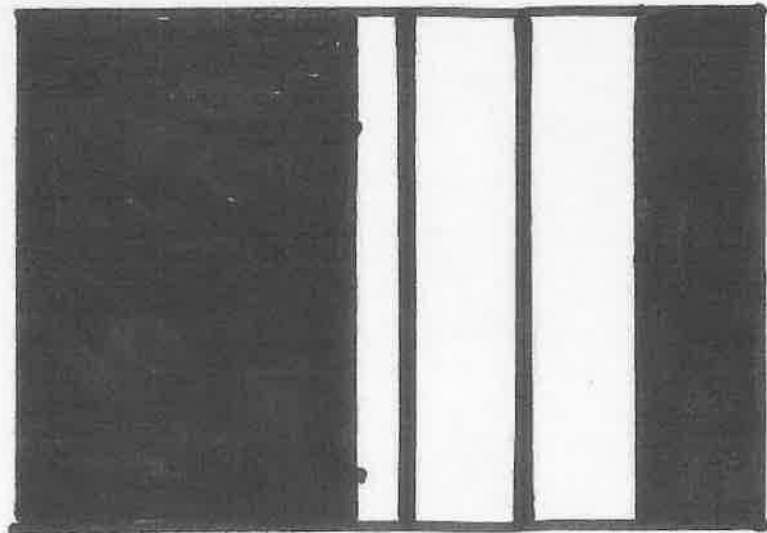
※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

[カードを選ぶ](#)
[ポイント・特典](#)
[便利な使い方](#)
[おトクな情報](#)
[会員ページ](#)

分割払いに変更 ▶

### ご利用明細内訳

ご利用日	ご利用金額		備考
ご利用店名	支払区分	今回回数 お支払金額	
渡部 克彦 様 ご利用分			
[Redacted] (dカードGOLD)			
B#	22/03/01		229,064
テックランド 松山本店	1	1	229,064



<お支払い金額総合計> 245,543



互換

[www.5.dcmx.jp](http://www.5.dcmx.jp)

サポート作業承諾事項および個人情報取扱について

- サポート作業以下、[本サービスといたします。]のご提供に際して細心の注意を払い作業をいたします。パソコン・携帯電話・スマートフォン本体または記憶媒体の不具合により、データの一部もしくは全てが破損する恐れがありますので予めご了承ください。
- ハード本体のトラブルや、既済のデータ及び情報等の障害・消失・破損に関するサポートが一切禁止の場合でも、当店では一切責任を負いません。
- サービスが作業委託した協力会社がサービスを行っていただくことを前提として行います。
- お取り扱いはデータの内部により作業をお断りする場合がございます。
- 機密情報がある場合について必ずしも機密保持の義務を負うとは限りません。
- 作業をお中止された時点で、そのために発生したデータ破損等の責任を当社が負いません。
- お客様のパソコン・携帯電話・スマートフォンに購入済みのソフトウェア・アプリケーション等がインストールされている場合は、インストールしたソフトウェア・アプリケーションのインストール・アンインストール等を行う場合は、お客様の同意を仰ぎます。
- お客様のパソコン・携帯電話・スマートフォンに購入済みのソフトウェア・アプリケーション等がインストールされている場合は、インストールしたソフトウェア・アプリケーションのインストール・アンインストール等を行う場合は、お客様の同意を仰ぎます。
- お客様のパソコン・携帯電話・スマートフォンに購入済みのソフトウェア・アプリケーション等がインストールされている場合は、インストールしたソフトウェア・アプリケーションのインストール・アンインストール等を行う場合は、お客様の同意を仰ぎます。
- お客様のパソコン・携帯電話・スマートフォンに購入済みのソフトウェア・アプリケーション等がインストールされている場合は、インストールしたソフトウェア・アプリケーションのインストール・アンインストール等を行う場合は、お客様の同意を仰ぎます。
- お客様のパソコン・携帯電話・スマートフォンに購入済みのソフトウェア・アプリケーション等がインストールされている場合は、インストールしたソフトウェア・アプリケーションのインストール・アンインストール等を行う場合は、お客様の同意を仰ぎます。
- お客様のパソコン・携帯電話・スマートフォンに購入済みのソフトウェア・アプリケーション等がインストールされている場合は、インストールしたソフトウェア・アプリケーションのインストール・アンインストール等を行う場合は、お客様の同意を仰ぎます。
- お客様のパソコン・携帯電話・スマートフォンに購入済みのソフトウェア・アプリケーション等がインストールされている場合は、インストールしたソフトウェア・アプリケーションのインストール・アンインストール等を行う場合は、お客様の同意を仰ぎます。
- お客様のパソコン・携帯電話・スマートフォンに購入済みのソフトウェア・アプリケーション等がインストールされている場合は、インストールしたソフトウェア・アプリケーションのインストール・アンインストール等を行う場合は、お客様の同意を仰ぎます。

上記事項を理解・同意の上、本サービスを受ける事を承諾いたします。

ご署名欄

渡部 克彦

メニュー名	完了確認	メニュー名	完了確認	メニュー名	完了確認	メニュー名	完了確認
初期環境設定	<input type="checkbox"/>	各種名前登録代行	<input type="checkbox"/>	無線セキュリティ設定	<input type="checkbox"/>	データ移行	<input type="checkbox"/>
Windowsソフト設定	<input type="checkbox"/>	無線LAN設定	<input type="checkbox"/>	おまかせソフトウェア(2.9)	<input type="checkbox"/>	プリント設定	<input type="checkbox"/>
Microsoftソフトウェア	<input type="checkbox"/>	無線LAN設定	<input type="checkbox"/>	その他ソフトウェア(2.9)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
メーカーソフトウェア	<input type="checkbox"/>	動作時間90分	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
ソフトウェアインストール	<input type="checkbox"/>	インターネット接続設定	<input type="checkbox"/>	OS言語変更( )	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
リカバリ作成 (O-R-U)	<input type="checkbox"/>	メール設定	<input type="checkbox"/>	パスワード省略	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
リカバリソフト更新	<input type="checkbox"/>	ウイルス対策ソフトウェアインストール	<input type="checkbox"/>	ウイルス駆除	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

備考欄 ※トラブル発生時の原因を記載し、改善策を記入

( 設定内容 ) DSS ( 有 ) ( 無 )

2076 セキュリティパッチ ( 有 ) ( 無 )

1150 マイクロソフトサポート設定

各種ソフトウェアアップデート

JAVA,Adobe,...更新 update カメラ、マイク、ストレージ

1007 オリジナルリカバリディスク作成 ( DVD BR (USB) )

※ 上記設定内容を含んだオリジナル復元リカバリディスクを作成いたします。

サポート受付確認書

受付日 2015年 3月 1日 ( 月 )

受付時間 10:00 - 18:00

お名前 ( 姓 ) 渡部 克彦

お住所 東京都 府県

ご依頼内容 自宅 / 修理 / 故障

お問い合わせ先 渡部 克彦

品名 品名 型式 色 数量

1 10076 Mac PC A2335 CAM 白 1

2

3

4

5

6



確認事項

インターネット接続	無・有 (固定回線(有線・無線)、ポットWiFi・その他)	PLA	ISF
メールアドレス	有	無線LAN接続	有 (物理・論理)
データ移行	無・有	移行PC起動	可・不可
リカバリディスク (O-R-U)	無・有 (作成済)	データ移行	有
OSインストール			

お渡し可能日 2015年 3月 1日 ( 月 ) 10:00 - 18:00

お渡し予定日 年 月 日 ( ) 時 分 分

お渡し場所 東京都 府県

お渡し担当者 渡部 克彦

受付担当者 渡部 克彦

お客さまサイン (お名前をお書きください)

渡部 克彦

株式会社 ヤマダデンキ Tec 松山本店

TEL: 089-960-0810

(様式3)

# 支 出 伝 票

債務確定日(※)	R 4 年 3 月 16 日	整理番号	53	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	消耗品代			
金 額	1,407 円	按分率	100 %	
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	R 4 年 3 月 16 日		

☆スペースが足

ごさい。



DCM株式会社 DCMダイキ  
重信店 089-990-7377

DCMの育てるポイントカード  
『マイボ』お持ちでしょうか?  
ご利用額によってステージ変動!  
最大5%還元!DCMアプリで更に便利  
詳しくはお近くの係員まで!

## 領 収 証

2022年03月16日(水)09:09 レシ\*0001

017 サンナップ ペーパーカップ2  
4901627034422 ¥217  
016 プロパスウインドウ 5色  
4902778692417 ¥426  
016 コクヨ ステープラー20枚と  
4901480279305 ¥764  
2コX単382  
合計 ¥1,407  
(内10%タイヨウ ¥1,407)  
(内10% ¥127)  
(税合計 ¥127)

※ 債務確定日とは  
購入日、サービ

お預り ¥2,000  
お釣り ¥593  
お買上点数 4点

なる日付です。例えば、物品を購入した場合は  
業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式4)

## 支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	R 4年3月31日	整理番号	54	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	事務所 家賃			
金 額	336,000 円		年間の支出金額の合計を 記入してください。	
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4月分	4月27日	40,000 円	70 %	28,000 円
5月分	5月27日	40,000 円	70 %	28,000 円
6月分	6月28日	40,000 円	70 %	28,000 円
7月分	7月27日	40,000 円	70 %	28,000 円
8月分	8月27日	40,000 円	70 %	28,000 円
9月分	9月27日	40,000 円	70 %	28,000 円
10月分	10月27日	40,000 円	70 %	28,000 円
11月分	11月29日	40,000 円	70 %	28,000 円
12月分	12月27日	40,000 円	70 %	28,000 円
1月分	1月27日	40,000 円	70 %	28,000 円
2月分	2月28日	40,000 円	70 %	28,000 円
3月分	3月28日	40,000 円	70 %	28,000 円

(注) 継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注) 領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

普通預金

1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12	03-04-27	コウサ <sup>レ</sup> フリカI	44,470	ア-トフト <sup>レ</sup> ウサ <sup>レ</sup>
13				
14	03-05-27	コウサ <sup>レ</sup> フリカI	46,040	ア-トフト <sup>レ</sup> ウサ <sup>レ</sup>
15				
16				
17	03-05-28	コウサ <sup>レ</sup> フリカI	44,470	ア-トフト <sup>レ</sup> ウサ <sup>レ</sup>
18	03-07-27	コウサ <sup>レ</sup> フリカI	46,040	ア-トフト <sup>レ</sup> ウサ <sup>レ</sup>
19				
20	03-08-27	コウサ <sup>レ</sup> フリカI	44,470	ア-トフト <sup>レ</sup> ウサ <sup>レ</sup>
21				
22				
23	03-09-27	コウサ <sup>レ</sup> フリカI	46,040	ア-トフト <sup>レ</sup> ウサ <sup>レ</sup>
24				

記帳説明  
 2007年11月1日現在、当行のシステムが変更となり、口座振替の振替額が、口座振替の振替額と一致しない場合があります。ご了承ください。

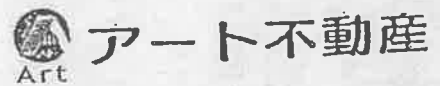




# 建物賃貸借契約書

渡部 克彦 様

物件名 XXXXXXXXXX 号



管理センター 〒790-0952 松山市朝生田町2丁目1-4 2F TEL 089-986-7060 FAX 089-986-7061

[www.7300.co.jp](http://www.7300.co.jp)

F1160506/1000/29

5F

定期  
 普通 建物賃貸借契約書

物件の表示

名称	[Redacted]			号室
所在地	[Redacted]		構造	鉄筋コンクリート造

賃貸条件

		金額	消費税			金額	消費税
毎月の支払い額	家賃	40,000 円	円	敷金(家賃2ヶ月)	80,000 円	円	円
	共益費	3,500 円	円	礼金	0 円	円	円
	駐車場	無 円	円	鍵交換代		円	円
	水道料	実費 円	円	抗菌処理代		円	円
	町内会費	実費 円	円	賃貸保証契約金		円	円
	ゴミ回収費	750 円	円	火災保険	18,000 円	円	円
			円			円	円
	1ヶ月賃料合計	44,250 円				円	円

駐車場

車種	カラー	車両ナンバー	駐車場No.
車種	カラー	車両ナンバー	駐車場No.

家賃支払い方法

E-NET引落手数料200円(消費税別)

<input type="checkbox"/> 銀行振込	(振込先) [Redacted]	乙の解約予告期間	1 ヶ月前
<input checked="" type="checkbox"/> 口座振替	普通 株式会社アト不動産	退去時賃料の日割り	有 (無)

賃貸借の内容

契約の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 普通借家契約	<input type="checkbox"/> 定期借家契約
期間	平成 28 年 9 月 1 日から 平成 30 年 8 月 31 日までの2年間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日までの年間 ヶ月
期間満了後	更新事務手数料 10,000 円(消費税別)	再契約手数料 円(消費税別) ※再契約には甲の承諾が必要です。

退去時精算

精算方法	<input checked="" type="checkbox"/> 実費精算	① 敷引き	1年未満 家賃1.5ヶ月	1年以降 家賃1ヶ月
	<input type="checkbox"/> 定額精算	解約引き	(2)年未満解約違約金 家賃 1ヶ月分	修繕負担金 家賃 0ヶ月分

入居者名簿

氏名	渡辺 克彦	生年月日	42年6月16日	続柄	本人	氏名		生年月日		続柄	
氏名		生年月日		続柄		氏名		生年月日		続柄	
氏名		生年月日		続柄		氏名		生年月日		続柄	

標記の賃貸人(以下「甲」という)及び借借人(以下「乙」という)は、標記に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」という)について下記条項を承諾の上、賃貸借契約(以下「本契約」という)を締結した。よってその証として本契2通を作成し各自1通を所持する。

第1条 (使用目的)

乙は、本物件を居住以外の目的に使用してはならない。また、予め入居者として記載された者以外が本物件に居住することは出来ない。

第2条 (契約期間)

1. 標記の賃貸借契約の内容が普通借家契約の場合は、契約期間の満了に際し甲乙協議の上、更新することが出来る。なお、本契約を更新する場合、乙は標記の更新事務手数料を甲の委託を受けた宅地建物取引業者に支払うものとする。
2. 標記の賃貸借契約の内容が定期借家契約の場合は、契約期間が満了すると契約は更新されません。したがって、乙は、本契約が終了する日までに、再契約がなされる場合を除いて本建物を明け渡さなければなりません。なお、本契約は、期間満了前、1年前から6ヶ月前までに甲から契約終了の通知がある。もし、この通知がない場合には、通知があった日から6ヶ月を経過する日までは同一条件で賃借出来る。甲及び乙は協議の上、本契約の期間満了日の翌日を始期とする、新たな賃貸借契約(以下再契約とする)を標記の再契約手数料を甲指定の宅地建物取引業者に乙が負担し締結することが出来る。

第3条 (家賃及び共益費等の支払い義務)

1. 月額家賃、共益費、駐車場料、その他の料金(以下「賃料等」という)は、標記の通りとし、毎月27日までに翌月分を必ず入金になるよう支払わなければならない。
2. 家賃の支払い義務は標記の契約期間の開始日から発生する。
3. 賃料等の支払い方法は金融機関における自動振替、または口座振り込み、持参払いなど、甲の指定する方法で行うものとする。
4. 賃料等の支払いに要する振込手数料、自動振替手数料、交通費等は乙の負担とする。

第4条 (遅延損害金)

乙は期日までに賃料等の全部、または一部の支払いを遅延したときは、遅延した金額に対し日歩10銭(1万円につき1日10円)の割合による遅延損害金及び遅延した月数に応じて1ヶ月当たり3,000円の催促手数料を支払わなければならない。

第5条 (敷金)

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、標記に記載する敷金を甲に預け入れる。但し、敷金に利息は付けない。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料等その他の債務との担保を主張出来ない。
3. 甲は本物件の明け渡しがあった場合、敷金から標記の敷引き額又は解約引き額を控除した現額を乙に返還しなければならない。但し、乙に賃料等の滞納、または損害賠償その他本契約に基づく債務があるときは当該債務の金額を前記の敷引き額又は解約引き額とは別に敷金から差し引くことが出来る。なお、差し引きの結果、敷金に不足が生じる場合、乙は直ちにこの不足額を甲に支払わなければならない。
4. 敷金の返却請求権を第三者に譲渡、または委任することは出来ないものとする。

第6条 (礼金)

乙は、本物件の賃貸借契約にあたり、標記に記載する礼金を甲に支払わなければならない。尚、当該礼金は契約終了の如何に関わらず、乙には返還されない。

第7条 (賃料等の改訂)

契約期間中であっても、公租公課の変動、物価の変動、その他の理由により賃料等が不相当となったとき賃料等を改訂出来る。

第8条 (借借人の善管理注意義務)

1. 乙は善良なる管理者の注意をもって本物件及び付帯設備等を保全し、使用しななければならない。乙またはその同居人、もしくは来訪者等の故意または過失によって本物件に損害を与え

た場合、乙はその一切を賠償しなければならない。

2. 乙は変修箇所を発見した場合、直ちに甲または管理会社にその旨を通知しなければならない。なお、乙がこの通知を怠り、または遅延したことにより本物件に損害を与えたとき、乙はその一部または全部を賠償しなければならない。

第9条 (損害保険等の加入)

乙は、入居期間中において必ず火災、爆発、漏水等の事故に備えて甲の指定する「入居者相互会」または同等の火災保険に加入しなければならない。

第10条 (増改築、改造の禁止及び承諾事項)

1. 乙は、甲の書面による承諾を得ないで本物件の増改築・改造・模様替え・工作物の設置・その他、原状を喪失する行為を行ってはならない。
2. 乙が、階段、廊下等の共用部分に物品を置く場合、あるいは看板、ポスター等の広告物を掲示するとき、または、本物件入り口の鍵を交換、増設をするときは予め甲の書面による承諾を得なければならない。

第11条 (甲の契約解除権)

1. 甲は、乙が賃料等の支払いを2ヶ月以上連続して滞納したときは、相当の期間を定めて履行を催告しその期間内に乙が債務を履行しないときは、本契約を解除することが出来る。
2. 乙が下記の事項に該当した場合、もしくは、本契約書の各条項ならびに別途に定める入居規約等に定める禁止事項、制限事項に違反したとき、甲は何らの催告なく本契約を解除し、即時本物件の明け渡しを求めることが出来る。乙は異議なくこの請求に応じなければならない。
  - ①乙が賃料等の支払いをしばしば遅延し甲乙間の信頼関係を崩れたとき。
  - ②入居中に虚偽の記載を行ったことが発覚したとき、または不正な手段で入居したとき。
  - ③本物件を第三者に転賃しおよびその権利を譲渡したとき。
  - ④本物件の使用目的に違反したとき。
  - ⑤甲の承諾を得ることなく本物件の外部、敷地に看板や工作物を設置したとき。
  - ⑥甲の承諾を得ることなく本物件の改造、模様替え、増改築等、原状を喪失したとき。
  - ⑦甲の承諾を得ることなく本物件内に犬、猫その他の動物を飼育したとき。
  - ⑧甲の承諾を得ることなく本物件にピアノ、大型金庫等の重畳物を運び込んだとき。
  - ⑨周辺の秩序を破壊する行為(大音量でのテレビ、ステレオ、カラオケ等の演奏、または楽器等の演奏、大声で近隣に迷惑となる行為)を行ったり15日以上行方不明となり本物件の管理に支障を来したとき。
  - ⑩乙または乙の同居人が反社会的と認められる団体(暴行団、過激な政治団体、暴走族等)の関係者であることが判明したとき。
  - ⑪本物件内またはその周辺で一見して暴力団等の関係者と認められるような服装、粗雑な態度で近隣住民に不快感、不安感を抱かせる行為を行ったとき。
  - ⑫乙または同居人が暴力、傷害、脅迫、酒乱、薬物使用、精神障害等に関する犯罪を犯したとき。
  - ⑬乙が逮捕、収監、または指名手配となったとき。

第12条 (賃用負担)

1. 入居期間中の下記の費用は原則として乙が負担する。
  - ①窓の取替え、裏返し、換、障子の張り替え、ガラスの破損による取り替え、本物件内の電球の取り替え、給排水・排水栓の取り替え、バッキン等の消耗品の取り替え、その他コンセント、クレセントなど付属品の小修理。
  - ②バス、トイレ、流し台の排水の詰まり修理。
  - ③電気・ガス・水道料金、汚物除去処理費用、トイレの汲み取り費用、作化槽の点検、清掃費。
  - ④水回り用材、塗料使用料、その他使用上の消耗品、町内会費。
2. 甲は、上記の軽微な修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕をしなければならない。但し、乙または乙の関係者の故意または過失に起因するものは乙の負担とする。
3. 前項の規定に基づき、甲が必要な修繕を行う場合、甲は予め

その旨を乙に通知するものとし、乙は正当な理由がなければこの修繕を拒絶できない。乙は甲に対して、修繕期間中において、本建物の設備が一部使用不能になる場合においても賃料の減額請求は出来ないこととする。

4. 本物件の公租公課は甲が負担する。

第13条 (買い取り請求拒絶の放棄、必要費、有益費)

1. 甲の承諾を得て、本物件に付加された造作や設備であっても、甲の書面による承諾がないかぎり乙は甲に対してその買い取りを請求することは出来ない。
2. 乙が支出した必要費、有益費についても同様とする。

第14条 (賃貸人の立ち入り点検・修繕)

甲または甲の指定する者が点検や修繕のため本物件の内部に立ち入る必要が生じた場合は予め乙に連絡し、その同意を得なければならない。また、乙は正当な理由が無ければこれを拒絶することは出来ない。但し、火災、漏水、ガス漏れ、異臭や異音の発生、その他緊急を要する場合は乙の承諾を得ることなく本物件に立ち入り必要な措置を講じることが出来る。この場合において甲は、乙の不存時に立ち入ったときは、立ち入り後、速やかにその旨を乙に連絡しなければならない。

第15条 (行方不明の場合の措置)

乙が15日以上、行方不明になった場合、甲は、連帯保証人もしくは緊急連絡先、親族等、乙の関係者立ち会いの上、本物件に立ち入って、内部の点検を行い、設置された乙の家財等を適宜な方法により任意の場所に保管することが出来る。なお、この措置に要する費用と損害金は乙の負担とする。

第16条 (解約)

1. 期間の満了、中途にかかわらず、乙が解約を希望する場合、1ヶ月前に書面をもって申し入れなければならない。解約の申し入れから解約日までの期間が1ヶ月に満たない場合、乙は1ヶ月分の賃料等を解約手当不足金として甲に支払うものとする。但し、乙は1ヶ月分の賃料等を甲に支払うことにより即時に本契約を解約することが出来る。また、乙が一度、解約の申し入れを行った場合、甲の書面による承諾がなければ、これを撤回することが出来ない。
2. 月の中途にて解約の場合は、繰上退去時賃料の日割りが“有”の場合は日割り精算を行い、“無”の場合は月割りにて精算する。
3. 解約にあたって乙は、甲に対して移転料、立退料、損害賠償その他、如何なる名義をもってするを問わず、本契約に基づく以外の請求を一切行わないものとする。
4. 保証の賃貸借契約の内容が普通借家契約において、甲が解を希望する場合は、更新拒絶をするについて正当な理由があり、且つ、6ヶ月前に書面によって乙に通知しなければならない。
5. 保証の賃貸借契約の内容が定期借家契約において、甲が解を希望する場合は、第2条の契約期間満了に従い解約することが出来る。

第17条 (明け渡し及び原状回復)

1. 乙は、本物件の明け渡しに当たり、保証の退去時精算の精算方法及び損害賠償手当に従い、本物件の修繕を甲指定の業者にて行う。
2. 実費精算とは、保証の敷引き金額とは別に乙の費用負担にて、使用期間・使用状況にかかわらず保証に記載された精算番号で下記番号に該当する修繕内容及び消耗部分小修理等の原状回復を行う。
  - ① 専門業者による室内塗装及びエアコンクリーニング
  - ② 専門業者による室内塗装及びエアコンクリーニングおよび畳の張替え
  - ③ 専門業者による室内塗装及びエアコンクリーニングおよび畳の張替えおよび畳の張替え
  - ④ その他( )
3. 定額精算とは、保証の解約引き金額を敷金より差引くこととし、乙の明らかな過失による損害・破損が発生していない場合は敷金を返還する。甲は、乙負担の修繕が発生していた場合は、乙に請求出来ることとする。解約引き額は、保証に記載されている短期解約の場合の解約違約金と修繕負担金の合計額とする。
4. 本契約が終了したにもかかわらず、乙が本物件を明け渡さな

いとき、甲は乙に対して、明け渡し完了するまで、契約賃料等の債権を請求することが出来る。

5. 本契約における、「明け渡し」とは、乙及び同居者の全員が退去し、乙が本物件に搬入したすべての家財、物品等を搬出し、本物件内外の清掃を行い、ゴミ、汚物等を撤去し(ゴミ取り式トイレまたは浄化槽を単独で利用している場合はそのゴミ取り掃除を含む)電気、ガス、水道料金その他の諸経費の精算を完了し、鍵の返還を完了した時をいう。

第18条 (諸費用の精算)

1. 乙は本契約の終了にあたり、自己が使用した電気、下水道、ガス、電話その他の諸経費を精算しなければならない。
2. 乙は、甲から敷金の返還を受ける際、前項に掲げる諸費用の精算が完了したことを証明するため、その領収書を甲に提示しなければならない。

第19条 (契約の消滅)

火災、大規模地震、公川徴収、その他の不可抗力により本物件の一部または全部が使用不能となったり、使用を制限され、賃貸借契約を履行することが出来なくなった場合、本契約は当然に終了する。なお、このことによって発生した損害については甲は責任を負わない。建物が朽腐したときも同様とする。

第20条 (連帯保証人)

1. 連帯保証人は、本契約から生ずる一切の債務を乙と連帯して履行しなければならない。また、連帯保証人は必要と判断したときは乙に代わって自ら本契約を解約精算することが出来る。乙の所有に関わる財産等を撤去、処分する権限を有する。
2. 本契約が更新された場合、連帯保証人の義務と権限は当然に引き継がれる。
3. 連帯保証人が欠けたとき、または連帯保証人に無資力等の不遇が生じたとき、乙は直ちに他の連帯保証人を選任し、甲の承諾を得なければならない。
4. 連帯保証人の住所、職業等に異動があれば乙は直ちに甲に届け出なければならない。この場合、甲が連帯保証人として不適格と判断したとき、乙は前項と同様の措置をとらなければならない。

第21条 (駐車場)

甲は駐車場内で起こった事故および天災地震、火災、盗難、悪戯等で乙が被った損害について責任を負わない。

第22条 (法人契約)

乙が法人の場合は同居者を定め、原則として同一人一代限りとし、入居者の入れ替えは甲の承諾を得なければならない。本契約が終了した場合、または同居者が退職等でその身分を失った場合、乙は自らの責任によって同居者を立ち退かせ、本物件を完全に明け渡さなければならない。但し、甲と同居者間で新たな賃貸借契約が成立した場合はこの限りではない。

第23条 (団体交渉)

乙は、本物件、本契約の内容に関し、甲に対して団体交渉及び弁護士以外の代理人による交渉は行わないものとする。

第24条 (転貸借契約)

甲が、転貸人の場合は、所有者と甲の一括賃貸借契約(サブリース原契約)に基づく転貸借契約となっていることを乙は了解する。甲と所有者間の賃貸借契約が終了したときは、所有者が甲の地位を引き継ぐこととする。

第25条 (規定外事項及び裁判所)

1. 甲および乙は信義誠実の原則に則り、この契約事項を誠実に遵守するものとし、この契約書に記載のない事項については関係法令、慣習に従い双方協議の上、協議、善処する。また、本契約について紛争が生じた場合は松山地方裁判所および松山簡易裁判所をもって管轄裁判所とする。
2. 本契約に関する甲の承諾はすべて書面によらなければならないものとする。

(特約条項)

1. 退去時精算の際、賃借人又は入居者の故意過失による損害(タバコのヤニによる天井、壁等のクロス汚れ含む)が生じた場合、賃借人又は入居者の実費負担にて修繕を行うものとする。

1. 消費税率の改定時には、その割合に応じて消費税額を改定するものとする。

1. 乙は、本物件明渡し後、管理会社より破損・汚損等の室内審査を受けるものとし(原則立会いは行わない)、修理・清掃費用とは別にルームチェック代として3,000円(消費税別)を負担するものとする。

本契約の内容を確認して下記の署名・捺印を行う

平成28年8月31日

賃貸人(甲) 住所 自宅  
 添付書類

氏名

賃借人(乙) 〒791-0245 (0597)  
 住所 愛媛県松山市南梅本町211-1 自宅 976-1005  
 添付書類  
 夏転免許証写し  
 住民票  
 車検証写し  
 氏名 携帯・勤務先等  
 印鑑証明  
 住民票  
 実印  
 住所 自宅  
 氏名 携帯・勤務先等

連帯保証人 住所 自宅  
 添付書類  
 印鑑証明  
 住民票  
  
 住所 携帯・勤務先等  
 氏名 携帯・勤務先等

連帯保証人 住所 自宅  
 添付書類  
 印鑑証明  
 住民票  
  
 住所 携帯・勤務先等  
 氏名 携帯・勤務先等

仲介業者  賃貸代理人  貸主  転賃人 仲介業者  
 免許番号 愛媛県知事(2)第5063号 名称  
 〒790-0952 松山市朝生田町2丁目 住所  
 株式会社アート不動産 TEL  
 代表取締役 吉田  
 取引士  
 登録番号  
 氏名  
 添付書類

〈ご契約の注意事項〉

- ※必ずご本人様をご自身にてご署名・ご捺印ください。
- ※乙の住所は、引越し前の現在の住所(添付の身分証明書と同じ)を記入ください。
- ※乙及び連帯保証人は、契約書と併せて上記の添付書類をご提出ください。

# 賃貸借契約更新書

54

物件住所 \_\_\_\_\_  
 物件名称 \_\_\_\_\_ 号 \_\_\_\_\_  
 賃貸条件の変更事項 \_\_\_\_\_

更新 1 回目  
 契約期間 平成30 年 9 月 1 日 ~ 平成32 年 8 月 31 日

※注意事項

- ・連帯保証人の変更については、賃貸人の承諾が必要となります。ご変更の場合は、当社までご連絡下さい。
- ・連帯保証人に変更なき場合でも、保証意思継続確認のご連絡をさせて頂く場合もありますので連帯保証人の方へ事前にその旨お伝え下さい。

1. 入居者記入欄(現在の状況をご記入下さい)

入居者	氏名		渡部 克彦		携帯電話番号		_____		
	自宅電話番号		089 ( 976 ) 1008						
	勤務先	名称				業種			
		所在地				職種			
	電話番号		089 ( 976 ) 1008		所属		役職		
	駐車車両		メーカー/ 車名/		カラー/		車番/		
駐車車両		メーカー/ 車名/		カラー/		車番/			
同居者	氏名		続柄		氏名		続柄		
	氏名		続柄		氏名		続柄		

2. 火災保険(賃貸借契約期間中は、家財保障・個人賠償責任・借家人賠償責任の保険加入が必要です)

該当する者にチェックして下さい。

- ①全管協共済会加入中で、満期後も更新予定。
- ②全管協共済会加入中だが、満期後は別の保険に加入予定。
- ③別の保険会社の保険に加入中で、満期後も更新予定。

→②③にチェックした場合のみ、下記をご記入下さい。

保険会社名		保険会社連絡先	
証券番号			
保険契約者		賃借人に同じ・賃借人以外( )	

3. 署名捺印欄

平成 年 月 日

賃貸人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

印

賃借人

住所 松山市南楠本町 2-11-1

氏名 渡部 克彦

印

上記内容にて、賃貸借契約内容を更新するものとする。

火災保険未加入の入居者様については、上記火災保険に該当する賠償責任が自らの責任、全額自己負担とする。

(立会人) 愛媛県松山市朝生田町2丁目1-4  
 株式会社アート不動産 代表取締役 言田 宏  
 TEL 089-986-7060

# 賃貸借契約更新書

54

物件住所  
物件名称  
賃貸条件の変更事項

更新 2 回目

契約期間 2020 年 9 月 1 日 ~ 2022 年 8 月 31 日

※注意事項

- 連帯保証人の変更については、貸借人の承諾が必要となります。ご変更の場合は、当社までご連絡下さい。
- 連帯保証人に変更なき場合でも、保証意思継続のご連絡をさせて頂く場合もありますので連帯保証人の方へ事前にその旨お伝え下さい。

1. 入居者記入欄(現在の状況をご記入下さい)

入居者	氏名	渡部 克彦				
	自宅電話番号	089 ( 976 ) 1008	携帯電話番号			
	勤務先	名称	農業		業種	
		所在地	松山市南梅本町 211-1		職種	
		電話番号	( 976 ) 1008			
	駐車車両	区画/ 番	メーカー・車名/	カラー/	車番/	
駐車車両	区画/ 番	メーカー・車名/	カラー/	車番/		
同居者	氏名		続柄	氏名		続柄
	氏名		続柄	氏名		続柄

2. 火災保険(賃貸借契約期間中は、家財保険・個人賠償責任・借家人賠償責任の保険加入が必要です)

↓ 下記へご加入の火災保険情報をご記入下さい。

保険会社名	全管協		保険会社連絡先	0120-777-217
証券番号 (お客番号等)		保険期間	2020 年 9 月 1 日 ~ 2022 年 8 月 31 日	
		満期後更新予定	はい・いいえ	
保険契約者	賃借人に関し・賃借人以外(		代理店	(株)アート不動産

3. 署名捺印欄

2020 年 8 月 31 日

賃貸人	住所	賃貸人代理 〒750-0952 松山市朝生田町2丁目1-4
	氏名	株式会社アート不動産 代表取締役 吉田 宏
賃借人	住所	松山市南梅本町 211-1
	氏名	渡部 克彦

上記内容にて、賃貸借契約内容を更新するものとする。  
火災保険未加入の入居者様については、上記火災保険に加入する賠償責任が生じた場合、全額自己負担とする。  
(立会人) 愛媛県松山市朝生田町2丁目1-4  
株式会社アート不動産 代表取締役 吉田 宏  
TEL 0570-074 777



(様式 10)

## 備 品 台 帳

議員名

渡部 克彦

番号	備品名・規格	数量	取得年月日	按分率	耐用年数	摘要
1	デスクトップ型パソコン NEC PC-A2335CAW	1	2022年3月1日	50%	4	償却終了日： 2026年2月28日 処理内容： 廃棄・精算 廃棄・精算日： 年 月 日 精算返還額： 円
			購入金額 229,064 円	政務活動費計上額 114,532 円		
2	ノート型パソコン NEC	1	取得年月日 2021年12月12日	按分率 50%	4	償却終了日： 2025年12月11日 処理内容： 廃棄・精算 廃棄・精算日： 年 月 日 精算返還額： 円
			購入金額 188,254 円	政務活動費計上額 94,127 円		
3	防滴スーパーワイヤレス メガホン ユニペックス TWB-300	1	取得年月日 2022年1月27日	按分率 70%	5	償却終了日： 2027年1月26日 処理内容： 廃棄・精算 廃棄・精算日： 年 月 日 精算返還額： 円
			購入金額 79,101 円	政務活動費計上額 55,370 円		
4	PLL300MHz 帯ワイヤレス マイク ユニペックス WM-3400	1	取得年月日 2022年1月27日	按分率 70%	5	償却終了日： 2027年1月26日 処理内容： 廃棄・精算 廃棄・精算日： 年 月 日 精算返還額： 円
			購入金額 29,601 円	政務活動費計上額 20,720 円		